

施設内療養支援事業に係るQ & A（令和5年度改訂版）

Q 1 事業の対象となる施設の要件は何か。

A 1 新型コロナウイルス感染症が発生した施設において、当該施設の施設医・協力医療機関が往診、オンライン又は電話により治療薬の投与、健康観察等を行った場合に協力金及び往診等経費の交付対象となります。

なお、京都市内に所在する高齢者施設等も本事業の対象となります。（京都市内の高齢者施設等については、京都市への申請となります。）

※令和5年5月8日以降は施設医による往診等は交付対象外、また協力金は交付されません。

Q 2 協力金の交付要件は何か。（協力金は令和5年5月7日まで）

A 2 施設医・協力医療機関が感染症発生施設に往診、オンライン又は電話により治療薬の投与、健康観察等を行った場合に、協力金を交付します。支給回数は1施設あたり、診療日数の長短に関わらず年度内で1回のみとなります。

※令和5年5月8日以降は協力金は交付されず、往診等経費の交付のみとなります。

Q 3 高齢者施設等において従事している看護師が、同一法人内のグループホーム等に出向き、施設医等と協力して診療に当たった場合は、対象となるのか。

A 3 施設の従事者は「施設医等」には当たりませんので、対象とはなりません。協力医療機関に所属する看護師が医師と協力して診察に当たった場合に対象となります。

Q 4 往診等経費の交付要件は何か。

A 4 実際に往診、オンライン又は電話による治療薬の投与、健康観察等を行った医師・看護師に対して、その実績に応じて交付します。ただし、看護師については往診のみを対象とし、オンライン又は電話は対象としません。往診、オンライン又は電話による治療薬の投与、健康観察等に要する経費は交付要綱に記載のとおりであり、診療報酬の対象となる場合でも、別に交付します。

Q 5 同一患者に対する往診等経費の交付回数については、どうなるのか。
(令和5年5月7日までの取扱)

A 5 同一患者に対する2回目以降の診療に係る往診等経費については、施設医が常駐する施設においては、容体の変化に伴うもの又は施設長により診療が必要と判断されたものに限り対象とします。

また、施設医が常駐していない施設においては、往診（オンライン診療又は電話診療を除く。）に限り対象とします。

※令和5年5月8日以降は施設医による往診等は本事業の対象外となります。

また、同日以降は診療回数ではなく、診療時間に応じ往診等経費を交付します。

Q 6 電話診療が往診等経費の交付対象となる理由は何か。

A 6 施設医・協力医療機関の担当医は患者の特性を把握しており、かつ、施設においても患者の横でサポートできる職員が確保されていることから、電話による治療薬の投与、健康観察等でも可としています。

※令和5年5月8日以降は施設医による往診等は本事業の対象外であり、協力医療機関による対応のみが交付対象となります。

Q 7 施設医、協力医療機関の所在地は京都府内でなくてもよいのか。

A 7 施設医、協力医療機関として京都府内の施設と契約し、現にその役割を果たしている場合は、所在地は他府県でも可です。

※令和5年5月8日以降は施設医による往診等は本事業の対象外となります。

Q 8 同時に症状のある濃厚接触者の診療を実施した場合に、対象に含めることは可能か。（「濃厚接触者」の位置づけのある令和5年5月7日までの取扱）

A 8 陽性者への治療薬の投与、健康観察等が対象であり、本件の場合は対象となりません。

Q 9 同一施設の中で、施設医・協力医療機関が治療薬の投与、健康観察等を行った者と、施設訪問診療等協力機関により診療を行った者が混在する場合、両方とも事業の対象となるのか。

A 9 保健所との協議により、施設医・協力医療機関のみでは対応が難しく、外部の医療機関の支援を受けることが適切と判断される場合は、両方とも対象となります。

※令和5年5月8日以降は施設医による往診等は本事業の対象外となります。

Q 10 施設医・協力医療機関により、治療薬の投与、健康観察等を実施した後、入院となった場合でも対象となるのか。

A 10 施設医・協力医療機関により、陽性者に対する治療薬の投与、健康観察等を行った場合は、対象となります。

※令和5年5月8日以降は施設医による往診等は本事業の対象外となります。

Q11 介護老人保健施設などでは、施設医（併設医療機関の医師）が平日昼間に治療薬の投与、健康観察等を行うことが日常的にあるが、これも対象となるのか。

A11 令和5年5月7日までについては、陽性者に対する治療薬の投与、健康観察等に該当するのであれば、対象となります。

しかし、令和5年5月8日以降は要綱改正により、施設医による治療薬の投与等については、本事業の対象外となりましたので、ご留意願います。

Q12 令和5年5月8日以降の往診等経費については、診療時間に応じて交付することとされたが、診療時間には移動時間は含まれるのか。

また、複数日にかけて同一施設に診療を行った場合、経費の交付基礎となる診療時間の計算方法はどうか。

A12 協力医療機関が高齢者施設等へ移動する時間も診療時間に含むものとします。ただし、一連の移動において、当該事業に関係しない経由地への移動時間を含む場合、当該移動時間は診療時間には含まれません。

また、診療時間は、同一施設に複数日診療に入った場合、1日ごとに交付するのではなく、通算した診療時間に応じ交付することとします。

(例) 5/8:45分、5/9:45分に同一施設において医師1人が診療を行った場合、通算時間は90分であるため、 $7,550+7,550=15,100$ 円ではなく、 $22,650$ 円の交付額となる。)

施設訪問診療等協力機関支援事業に係るQ & A（令和5年度改訂版）

Q 1 事業の対象となる施設の要件は何か。

A 1 新型コロナウイルス感染が発生した施設の施設医・協力医療機関が、治療薬の投与、健康観察等を実施できない場合において、保健所からの依頼に基づき、「施設訪問診療等協力機関」が往診等を行った場合に事業の対象となります。

なお、京都市内に所在する高齢者施設等も本事業の対象となります。（京都市内の高齢者施設等については、京都市への申請となります。）

Q 2 協力金の交付要件は何か。（協力金は令和5年5月7日まで）

A 2 訪問診療等協力機関が対象施設において診療を行った場合に、協力金を交付します。交付回数は1施設あたり、年度内で1回のみとなります。

※令和5年5月8日以降は協力金は交付されず、往診等経費の交付のみとなります。

Q 3 高齢者施設等において従事している看護師が、同一法人内のグループホーム等に出向き、施設訪問診療等協力機関と協力して診療に当たった場合は、対象となるのか。

A 3 施設の従事者は「施設訪問診療等協力機関」には当たりませんので、対象となりません。施設訪問診療等協力機関（医療機関又は訪問看護ステーション）に所属する看護師が医師と協力して診察に当たった場合に対象となります。

Q 4 2施設目以降の診療患者数が1施設目より多くなった場合、協力金の交付額はどうなるのか。（協力金は令和5年5月7日まで）

A 4 協力金の交付額は、令和5年5月7日までの間の派遣実績の中で、最も診療患者数が多くなった施設に1施設目の単価を適用するよう調整します。なお、調整の結果、既交付の協力金に変更が生じる場合は、別記様式3（変更承認申請）を提出いただくこととなります。

また、令和5年5月8日以降の派遣については、協力金の対象外となりますので、令和5年5月7日までの間での派遣実績となることにご留意ください。

Q 5 往診等経費の交付要件は何か。

A 5 往診又はオンライン診療（電話は対象外）を行った医師・看護師に対して、その診療実績に応じて交付します。ただし、看護師については、往診のみを対象とし、オンラインは対象としません。診療又はオンライン診療に要する経費は交付要綱に記載のとおりであり、診療報酬の対象となる場合でも、別に交付します。

Q 6 同一患者に対する往診等経費の交付回数については、どうなるのか。（令和5年5月7日までの取扱）

A 6 一度往診等を行った患者について、医療上の必要性から、翌日以降に再度、施設に赴き診療を行った場合についても往診等経費の対象となります。（支給は1日一回限り。）ただし、オンラインによる診療については、二回目以降は、往診等経費の交付の対象となりません。

※令和5年5月8日以降は診療回数ではなく、診療時間に応じ往診等経費を交付します。

Q 7 施設内療養支援事業により支援を受けた施設でも、訪問診療等協力機関の派遣は可能か。

A 7 協力医療機関等により治療が行われた施設においても、訪問診療等協力機関によるコロナ治療薬投与等が必要と判断される場合は、保健所と協議の上、対応を検討します。

Q 8 新型コロナウイルス感染症が発生して訪問診療等協力機関が治療薬投与を含む診療を行った施設において、感染収束後に、再度感染が発生して、訪問診療等協力機関が治療薬投与を含む診療を再度行った場合、協力金は通算して1施設として取り扱うのか。それとも2施設として取り扱うのか。
(協力金は令和5年5月7日まで)

A 8 協力金としては、1施設として取り扱います。ただし、訪問診療等協力機関が異なる場合は、別施設として取り扱います。

また、令和4年度に協力金の対象となった施設に、令和5年度（令和5年4月1日から5月7日までの間）に再度感染が発生し、診療を再度行った場合は、協力金を再度交付します。

※令和5年5月8日以降は協力金は交付されず、往診等経費の交付のみとなります。

Q 9 電話診療が往診等経費の支給対象とならない理由は何か。

A 9 患者の特性をあらかじめ把握している協力医療機関等の医師とは異なり、施設訪問診療等協力機関の医師はそれまでに患者の特性を把握していないことから、電話による治療薬の投与、健康観察等は本事業の対象にはしていません。

Q10 同時に症状のある濃厚接触者の診療を実施した場合に、対象に含めることは可能か。（「濃厚接触者」の位置づけのある令和5年5月7日までの取扱）

A10 陽性者への治療薬の投与、健康観察等が対象であり、本件の場合を対象となりません。

Q11 令和5年5月8日以降の往診等経費については、診療時間に応じて交付することとされたが、診療時間には移動時間は含まれるのか。

また、複数日にかけて同一施設に診療を行った場合、経費の交付基礎となる診療時間の計算方法はどうか。

A11 訪問診療等協力機関が高齢者施設等へ移動する時間も診療時間に含むものとします。ただし、一連の移動において、当該事業に関係しない経由地への移動時間を含む場合、当該移動時間は診療時間には含まれません。

また、診療時間は、同一施設に複数日診療に入った場合、1日ごとに交付するのではなく、通算した診療時間に応じ交付することとします。

（例） 5/8：45分、5/9：45分に同一施設において医師1人が診療を行った場合、通算時間は90分であるため、 $7,550+7,550=15,100$ 円ではなく、22,650円の交付額となる。）